



高財第231号

平成23年8月12日

(社団法人名)

社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

本部長 中川俊寛様

高島市長 西川喜代治



市有地売却の情報提供依頼書

市有地売却の情報提供につきまして、高島市有地売却に係る情報提供および媒介に関する協定書第4条第1項の規定により依頼します。

記

物件番号	所在・地番	宅地面積 (㎡)	売買代金 (円)
新旭⑥	高島市新旭町北畑三丁目字上杉ノ木3番14	214.25	7,246,000
新旭⑧	高島市新旭町新庄一丁目字高堂2番9	379.53	9,972,000
新旭⑱	高島市新旭町安井川二丁目字長橋2番4	643.96	17,056,000

取扱期間は、依頼の日から平成23年11月30日までとします。

高島市総務部財政課

財産管理グループ 廣部

(電話0740-25-8111)

## 平成23年度第2期分 市有地売却の媒介スケジュール

市有地売却の情報提供依頼  
平成23年8月12日（金）

↓  
（依頼先）  
（社）滋賀県宅地建物取引業協会 }  
（社）全日本不動産協会滋賀県本部 } 各協会から会員へ依頼

媒介の申込締め切り  
平成23年8月30日（火）

↓  
各協会で会員からの媒介申請書および媒介契約書の取りまとめ  
高島市役所 財政課（財産管理グループ）へ送付

媒介契約書の返送  
平成23年8月31日（水）

↓  
媒介契約を締結した各協会の会員へ媒介契約書を市から直接送付

販売開始  
平成23年9月1日（木）

販売期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）

様式第3号（第6条関係）

## 市有地売却媒介申請書

平成 年 月 日

高島市長

社団法人名

印

所在地  
申請する会員 名称  
代表者名

印

平成 年 月 日付け高財第 号で情報提供の依頼があった市有地について、高島市有地売却に係る情報提供および媒介に関する協定書の内容を承諾のうえ、同協定書第6条の規定により市有地売却の媒介を申請します。

記

名 称	
所 在 地	
代 表 者 名	
取引主任者	
登 録 番 号	
電 話 番 号	

## 市有地売却の媒介契約書

高島市有地を売却するに当たり、高島市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、高島市有地売却に係る情報提供および媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条に基づき、次のとおり市有地売却の媒介に関する契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲および乙は、地方公共団体、宅地建物取引業に係るそれぞれの社会的使命を有する立場と信義、誠実の原則に立ち、市有地売却の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

### （契約の趣旨）

第2条 乙は、次表に掲げる市有地を甲が売却するために、甲と市有地購入希望者との媒介を行うものとし、甲は乙の媒介を受けるものとする。

物件番号	所在・地番	宅地面積（㎡）	売買代金（円）
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

### （契約期間）

第3条 この契約は、協定書第11条第2項の規定により、乙が媒介した市有地に係る媒介報酬が乙に支払われたときに終了する。

### （業務内容）

第4条 乙は、市有地売却の媒介に当たり、甲と市有地購入希望者との媒介を行い、次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 市有地購入申込書
- (2) 市有地購入資格認定申請書
- (3) 購入希望者の住民票、市町村税等納税証明書、所得を証明する書類および印鑑登録証明書等

2 乙は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に定める重要事項を説明するに際し、甲の市有地売買契約の締結等の内容についても説明するものとする。

### （媒介報酬の額）

第5条 媒介報酬の額は、協定書第11条第1項の規定により定められた額とする。

### （媒介報酬の支払時期）

第6条 媒介報酬を支払う時期は、協定書第11条第2項の規定により定められた時期とする。

### （苦情・紛争の処理）

第7条 乙は、甲に対し市有地売却の媒介を行うに当たり、市有地購入希望者その他第三者との間に苦情・紛争が発生したときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。

### （甲の解除権）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 媒介業務の処理が不相当と認められるとき。
- (3) この契約を履行することができないと認められるとき。

2 協定書第14条第1項または第2項の規定により協定が解除されたときは、この契約は

同時に解除されるものとする。

(費用の負担)

第9条 この契約を履行するに当たり、乙が故意または過失により第三者に与えた損害については、乙が負担しなければならない。

(秘密保持)

第10条 乙は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(疑義)

第11条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 滋賀県高島市新旭町北畑565番地  
高島市  
高島市長 西川 喜代治 印

乙 印

「別紙」

物件番号	所在・地番	宅地面積 (㎡)	売買代金 (円)
新 旭⑥	高島市新旭町北畑三丁目字 上杉ノ木3番14	214.25	7,246,000
新 旭⑧	高島市新旭町新庄一丁目字 高堂2番9	379.53	9,972,000
新 旭⑬	高島市新旭町安井川二丁目 字長橋2番4	643.96	17,056,000